

本庄市一般廃棄物処理基本計画 新旧比較表

平成 30 年 8 月 22 日

	旧	新
1	—	P4 図 1-1-3 計画の位置付けの体裁を変更。
2	P. 10 表 2-1-7 H27 年少人口 9,078 人	P. 10 表 2-1-7 H27 年少人口 9,658 人
3	—	P. 11 表 2-1-8 H21 のデータを削除し、H28 のデータに差し替え。
4	P. 11 表 2-1-8 H26 第三次産業事業所数 2,874 従業者数 23,950	P. 11 表 2-1-8 H26 第三次産業事業所数 2,929 従業者数 25,232
5	P. 11 第一次産業、第二次産業は事業所数、従業者数ともに減少しています。第三次産業の事業所は減少しており、従業者数は増減を繰り返しながら増加しています。	P. 11 第一次産業の事業所数はほぼ横ばいとなっています。第二次産業と第三次産業の事業所数は減少傾向にあります。また、従業員数については、第一次産業、第二次産業、第三次産業において増加傾向となっています。
6	P. 16 表 2-2-2 びん類	P. 16 表 2-2-2 びん類・その他の缶
7	P. 16 表 2-2-2 缶類	P16 表 2-2-2 飲料用缶

	旧	新
8	P24 平成 25 年度から平成 29 年度にかけて、資源ごみと家庭系直接搬入ごみに関しては、ほぼ横ばいとなっていますが、その他の項目については減少しており、全体としては減少傾向となっています。	P24 平成 25 年度から平成 29 年度にかけて家庭系収集ごみと集団資源回収に関しては減少しています。事業系ごみに関しては、増加傾向にあります。また、家庭系直接搬入ごみに関してはほぼ横ばいの傾向にあります。全体としては減少傾向となっています。
9	—	P. 33 表 2-2-15 を正しい表に差し替え。
10	—	P. 37 表 2-2-19 ごみ処理事業費の H29 のデータを記載。
11	—	P. 46 表 2-3-11 一人当たりの処理費を訂正。
12	—	P. 47 表 2-4-1 中間処理計画、最終処分計画の施策の内容を記載。
13	P. 49 1) 第三次循環型社会形成推進基本計画 (平成 25 年 5 月閣議決定)	P. 49 1) 第四次循環型社会形成推進基本計画 (平成 30 年 6 月閣議決定) 循環型社会形成推進基本計画は～以下の 3 項目を挙げています。 1. 地域循環共生圏形成による地域活性化 2. ライフサイクル全体での徹底的な資源循環 3. 適正処理の更なる推進と環境再生
14	P49 3) 廃棄物処理施設整備計画 (平成 25 年 5 月閣議決定)	P. 49 3) 廃棄物処理施設整備計画 (平成 30 年 6 月閣議決定)

	旧	新
15	—	P53, 54 表 3-1-3、表 3-1-4 の数値を訂正。
16	P. 55 表 3-1-5 国及び埼玉県及び組合の目標値の組合の目標において、「事業系ごみ原単位」削減率の目標 約 7%削減。	P. 55 表 3-1-5 国及び埼玉県及び組合の目標値の組合の目標において、「事業系ごみ」を原単位から収集量に変更。削減率の目標 約 16%削減。
17	—	P. 56 表 3-1-6、表 3-1-7 の数値を訂正。
18	—	P. 56 表 3-1-6 の総ごみ排出量と家庭系ごみ原単位の H24 年実績を記載。
19	P57 以上のことを踏まえ、本計画のごみ減量化・資源化の目標値を次のとおり設定します。	P57 本市の将来のごみ排出量の予測により導き出された数値を踏まえるとともに、組合で設定した目標と整合を図り、本基本計画のごみ減量化・資源化の目標値を次のとおり設定します。
20	—	P. 57 「3) ごみ原単位・資源化の目標値の設定」において、赤枠内の数値を訂正。
21	—	P. 57 図 3-1-3 の数値を訂正。
22	—	P. 58 表 3-1-8 の数値を訂正。
23	—	P. 59、P. 60 表 3-1-9、表 3-1-10 の数値を訂正。
24	P. 68 1) 廃棄物の減量化	P. 68 1) ごみの排出抑制

	旧	新
25	P. 69 2) 廃棄物の適正処理	P. 69 2) ごみの適正処理